

広島県告示第七百九十二号

広島法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十九年七月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量（四級基準点）

二 作業期間

平成十九年七月九日から平成十九年十月三十一日まで

三 作業地域

広島市東区牛田新町三丁目、四丁目地区